特定生産緑地指定における提出書類チェックリスト

■提出書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 取得先 | 部数 | 備考 |
| □ | **特定生産緑地指定同意書** | 都市政策課窓口  都市政策課  　ウェブサイト | 1部 | ・**筆ごと**に1部提出してください  ・農地等利害関係人**全員の同意**と**実印**での押印が必要  　です  ※相続税及び贈与税の納税猶予の適用による税務署  　からの抵当権が設定されている場合は、市役所から  　一括して処理しますので、記載及び押印不要です |
| □ | **土地の登記簿謄本** | 法務局 | 1部 | ・筆ごとに1部提出してください  ・法務局の印影があるもので、原則申請日から**３ヶ月**  **以内**に交付されたものを用意してください |
| □ | **公図** | 1部 | ・法務局の印影があるもので、原則申請日から**３ヶ月**  **以内**に交付されたものを用意してください  ・複数の申請地番が一枚に記載されている場合は、1部  　で兼ねることができます |
| □ | **印鑑登録**  **証明書** | 市役所 | 1部 | ・原則申請日から**３ヶ月以内**に交付されたものを用意  　してください  ・**農地等利害関係人**が複数の場合は、**全員分**が必要で  　す  ・同一所有者で複数筆申請する場合は、1部の提出で  　可です |
| □ | **位置図** |  | 1部 | ・該当する生産緑地の位置を図示してください  ・筆ごとに1部提出してください |

※農地等利害関係人とは…所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人

■上記以外に条件に応じて必要な書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 取得先 | 部数 | 備考 |
| □ | **地積測量図** | 法務局 |  | ・筆の一部を特定生産緑地に指定する場合は必要です |
| □ | **戸籍の附票** | 本籍地の市役所 | 1部 | ・登記住所と現在の住所が違う場合は必要です |
| □ | **主たる従事者の変更届** | 都市政策課窓口  都市政策課  　ウェブサイト | 1部 | ・申請時に登録されている主たる従事者を変更する、ま  　たは変更が必要な場合(相続等)は必要です |
| □ | **その他** |  |  | ・市長が必要と判断した書類 |

※上記はあくまで一例です。上記以外に状況に応じて追加書類が必要になる場合があります。

【提出先及び問合せ先】

柏原市役所 都市デザイン部 都市政策課 都市計画係

TEL：072-972-1597(直通)